

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 高村 順 様 あて名 〒100-0013 日本国東京都千代田区霞が関3丁目8番1号 虎の門三井ビルディング 特許業務法人酒井国際特許事務所		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 26.02.2019	
出願人又は代理人 の書類記号 665327W001		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/J P 2018/043839	国際出願日 (日.月.年) 28.11.2018	優先日 (日.月.年)	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. F04D25/08(2006.01)i, F21V21/03(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 三菱電機株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 12.02.2019			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 富永 達朗 電話番号 03-3581-1101 内線 3358	30 3866

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 紙形式又はイメージファイル形式
- b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-3	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項	2	有
	請求項	1, 3	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-3	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 2018-91257 A (パナソニック I P マネジメント株式会社) 2018. 06. 14, 段落[0016]-[0027], 図 1-2 (ファミリーなし)

文献2 : WO 2012/093445 A1 (パナソニック株式会社) 2012. 07. 12, 段落[0010]-[0026], 図 3

& US 2013/0280077 A1, 段落[0012]-[0028], 図 3 & CN 103282671 A

文献3 : 日本国実用新案登録出願 54-104362 号(日本国実用新案登録出願公開 56-22494 号)の願書に添付した明細書及び図面の内容を撮影したマイクロフィルム (三洋電機株式会社) 1981. 02. 27, 明細書第 4 ページ第 8 行-第 7 ページ第 8 行, 第 3-5 図 (ファミリーなし)

請求項 1, 3 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 3 から進歩性を有しない。

<請求項 1 について>

文献 1 には、軸方向を鉛直方向とされて天井に取り付け可能な筒状のパイプ部 (パイプ部 1) と、前記パイプ部に対して、前記パイプ部の軸方向における天井と反対側に固定されるシャフト部 (シャフト部 3) と、前記シャフト部に対して、前記パイプ部の軸方向における前記パイプ部と反対側に固定されるモータ部 (モータ部 5) と、前記モータ部における前記パイプ部の軸方向における前記天井側の面の外周縁部に設けられた締結部に一端部側がねじ締結されて回転駆動される回転翼 (羽根部 6) と、前記パイプ部の軸方向における前記モータ部よりも天井側において前記パイプ部が挿通されて前記パイプ部に固定されるカバー部 (カバー部 8) と、を備え、

前記カバー部は、前記パイプ部が挿通するパイプ部挿通孔 (パイプ孔 10) が上端面部に設けられた天井扇風機が記載されている。

文献 2 には、カバー部 (フランジ部 25) が、モータ部 (モータ部 7) における天井側の面の外周縁部に設けられた締結部 (図 3 参照) を覆う天井扇風機が記載されている。

文献 1 記載の前記カバー部が、文献 2 記載のように、前記締結部を覆うようにすることは、当業者が容易になし得たことである。

<<補充欄へ続く>>

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

文献3には、カバー部（天蓋20）は、パイプ部（吊下げ杆4）が挿通する長孔形状のパイプ部挿通孔（切欠24及び切込み26からなる長孔形状）が上端面部に設けられ、前記パイプ部の軸方向に対して直交する方向からねじ（螺子28）により前記パイプ部に固定された天井扇風機が記載されている。

文献1記載の発明において、文献3記載のように、前記パイプ部挿入孔を長孔形状とし、前記カバー部を前記パイプ部の軸方向に対して直交する方向からねじにより前記パイプ部に固定することは、当業者が容易になし得たことである。

<請求項3について>

文献3記載の前記カバー部は、孔軸方向が前記パイプ部の軸方向に対して直交する方向とされて前記ねじが固定されるカバー部固定用孔（透孔29及び螺子穴30）が側面に形成され、前記パイプ部挿通孔の長手方向（第4、5図において、紙面上下方向）が、前記孔軸方向と直交する方向である。

請求項2に係る発明は、国際調査報告で引用された何れの文献にも開示されておらず、新規性及び進歩性を有する。特に、「前記パイプ部挿通孔の長手方向が、前記孔軸方向と直交する方向であること」は、何れの文献にも開示されていない。